

開催日時	2008年6月30日(月) 10:00~14:13
場所	京都会館 会議場
参加者数	委員 20名、河川管理者(指定席) 17名、一般傍聴者(マスコミ含む) 156名

1. 決定事項

- ・「今後審議すべき論点」の各担当委員は作業検討会(公開)を開催する。担当委員と委員のメールによるやりとりも含めて、前倒しで論点整理と意見の取りまとめを行う。
- ・7~8月に予定されていた委員会はキャンセルする。河川管理者からの要請(今後の委員会の任務)に応じて、再度、委員会の進め方を検討する。

2. 報告

庶務より第80回委員会以降の会議開催経過について報告がなされた後、委員長より近畿地整局局長との会談について報告がなされた。

- ・6/18に近畿地整局局長と委員長・副委員長で知事より指摘のあった「関係改善」のために会談がなされた。局長からは「庶務は地整職員で担当することを検討したい。堤防強化を含めて治水対策の考え方を説明したい。計画案は時期が来れば地整の判断で策定し、府県に提示する」といった話がなされた。委員会としては再度「見切り発車はしないで頂きたい」と要請した。その後、6/20の整備計画案発表を受けて、7名の委員で緊急会議を開催し、協議の結果、委員長声明を作成し、発表した(委員長)。

3. 審議

1) 今後の進め方について

- ・今後の委員会の運営をどうすべきか。委員の任期は来年8月まで。現在、委員会は原案の見直し再提示をお願いしている。8月末までは「今後審議すべき論点」について審議する予定になっている(委員長)。
 - 委員会の意見は計画案に反映できないが、「今後審議すべき論点」について、成果を示すべき。
 - 基本的な考え方を転換していかなければ、委員会と河川管理者の溝は埋まらない。計画案には委員会の意見を入れられなくなったが、委員会としての意見をまとめておくべき。
 - 「今後審議すべき論点」は、河川法の理想を実現するために何が必要なかを考えていくための大きなテーマだ。委員会の意見を出していく必要がある。
 - 委員会と河川管理者の対立を乗り越えていかなければならない。「よい川をつくっていこう」という目標を持って、委員会と河川管理者は一緒にやってきた。現状を打開していくやり方が必要だ。
 - 委員会のマネジメントや河川管理者とのコミュニケーションを向上する方法を考えないといけない。委員会制度がよいのか、専門毎のアドバイザー制度がよいのか。自治体との連携、国と地方自治の役割分担についても議論していけばよい。
 - 複数の代替案を同じまな板で検討する体制ができていない。具体的な方法を委員会が示すべき。
 - 何らかの形で委員会の意見書をまとめるべき。その際には定足数や予算を考慮しないといけない。
 - 委員会の意見が整備計画に反映されているのかどうか、PDCAにより計画が動いているのかどうかをチェックする仕組みを示してもよいのではないか。
 - 委員会だけではなく、作業検討会の開催も検討すべき。
 - 計画案の検証や進捗状況の点検を行うべきだ。第四次委員会に「よいキャッチボール」を引き継ぐことも委員会の任務だ。
- ・委員会は河川管理者から「計画案を作成するにあたって意見を述べること」「整備計画の計画内容の進捗の点検にあたって意見を述べること」を要請されている。今後、委員会に何を要請するのか(委員長)。
 - 計画案作成にあたっての意見は述べて頂いたと思っている。計画案に対しての意見というものは、もう反映できない状況にある。今後、委員会には「整備計画の計画内容の進捗の点検にあたって意見を述べること」をお願いしたい。進捗点検のプロセスは明確になっていない。効果的な進捗点検の進め方やコスト感、スケジュール感について、委員会とともに明確にしていきたい(河川管理者)。
 - 今後の委員会で予定している審議は、河川管理者の要請がないまま行うことになるのか。税金を使っている以上、河川管理者は、委員会の任務を明確に説明しなければならない。委員会としては「今後審議すべき論点」「第三次委員会の意見とりまとめ」「これからの委員会のあり方」について審議したいが、本日の段階では、これらが河川管理者の要請の範囲かどうかを河川管理者が判断していないため、税金は使えないと思っている。委員が自主的に手弁当で、作業検討会(公開)を開催し、河川管理者の判断が明確になった時点で再度、委員会として活動することにしてはどうか(委員長)。
 - 作業検討会が公式の流域委員会なのかどうかという問題もある。最後の1回は委員会を開催して、意見書をオーソライズしなければならない。

→委員会としての活動であれば、活動経費は当然河川管理者が負うべきものだ。しかし、河川管理者が認めないなら、手弁当での検討もあり得る。

→「今後審議すべき論点」等の審議のため、正式な委員会の活動を作業検討会（公開）の形で継続する。河川管理者の判断を待ち、最悪の場合は費用を委員会で負担する（委員長）。

2) 今後審議すべき論点について

委員より、資料1「流域の統合的管理システムに関する論点整理」を用いて説明がなされた後、意見交換がなされた。主な内容は以下の通り（例示）。

- ・流域の統合的管理システムの運営者は誰で、チェックすべき機構がどこなのか、議論する必要がある。また、NPOや住民などが統合的管理の実施に向けて努力するための具体的な方策を議論する必要がある。私権制限を伴う流域対策を行うのであれば、補填する仕組みも必要。強力な河川管理をするなら、住民が意見を言える仕組みを担保する必要がある。
- ・流域の統合的管理の目的や目標を明確にしておいた方がよい。整備計画に位置づけても、すぐに実現できるものではない。どう取り扱うのかを考えておく必要がある。
- ・統合的管理を進めていくためには、PDCAとの関わりについても記述しておくべき。都道府県や市町村レベルにおいても水利用や川づくりのモデルを施行する必要があるし、それらを巻き込んでいくことで流域の統合的管理が現実的なものに近づいていく。
- ・現実性をどう評価するか。総合治水のためには、浸水を許す社会的合意が必要だが、非常に時間がかかる。あるレベルまでの安全性を担保するための対策を明確に打ち出さなければ、合意形成は難しい。
 - いつになれば担保されるべき治水が完成するのか。担保すべき整備レベルは必要だが、どこかで線を引かなければ、かえって危険だというのが委員会の議論だった。
- ・基本方針を改定していくためのフィードバックループについては今後も検討すべき。

4. 一般傍聴者からの意見聴取：13名の一般傍聴者から意見聴取がなされ、「河川管理者は委員会とよい関係を築けてきたのか。計画案を見切り発車した河川管理者に疑問を抱いている」「整備計画は法と理と情に合うものでなくてはならない。今回の河川管理者の対応はことごとくはずれている」「元委員長の声明をよく読むべきだ。河川管理者は委員会の意見を聴く法的責任と法的義務を負っている。委員会は大臣の発言

（意見書の手続き等に問題がある）に抗議すべき。委員会は河川法にもとづいて最後まで審議すべき。宇治川の議論が残されている。今回のような状況に対応するために、河川法そのものの強化が必要」「多くの問題が取り残されている。利水についてはいまだに河川管理者の回答がない問題が多い。近畿地整局は、本省の意向を持ってくるだけではなく、本省にきちんと伝えていかないといけない」「抗議の署名運動をはじめた。大阪府にダムを押しつけて、河川管理者は心が痛まないのか。国と地方自治の構造的な問題だ」「河川管理者は住民とどの程度の意見交換をしてきたのか。河川管理者の考えと住民の考えには乖離がある」「木曾川水系では整備計画が確定する前から概算要求が出されている。概算要求が計画案策定のリミットだったという委員の意見は誤解だ。河川管理者だけでは治水できない。流域の統合的管理について意見を出して欲しい。木曾川水系の問題の原因を見詰めるためにも委員会の審議に期待している」「委員会には計画案は認めないという立場で審議して欲しかった。計画案を撤回して頂きたい。河川部長の発言（見切り発車しない等）についての説明がないままでは納得できない。国交省は民主的な手続きを怠っている」「見切り発車は、メンツと利権を守ろうとする国交省の暴挙だ。滋賀県知事は議会での代表質問に対して、河川管理者の説明は全く説明不足、委員会の意見書はいかなる命も守るという治水の本質が表現されており、委員会と整備局との関係が改善されていない状況での計画案は河川法の趣旨が十分に生かされているとは思っておらず、将来世代も納得できるような意見書を出したいと回答している。河川管理者にはこの意味を考えて頂きたい」「計画案は体をなしていない。計画の確定までにはまだやりとりがある。委員会にはきちんとやって頂きたい」「河川管理者は、HWLを超えてすぐ破堤するわけではないとしている一方で、HWLを越えれば破堤するという前提で実害とは大きく異なる被害戸数を算定している。結論ありきの説明はやめるべきだ」

「委員会として計画案を認めず、次期局長に正常化を求めるよう要請して欲しい。河川管理者の説明には多くのウソや偽装がある（基本高水の選定、大内観測所での計測、実績雨量表、ダムの水質予測、岩倉峡HQ曲線修正式、ダム直近の活断層等）。委員会は厳密な検討と審議を続けるべきだ」「今回の河川管理者の行為は、これまでの委員会の活動を無にするもの。委員会には大義名分を大事にしてもらいたい。手弁当でもやろうという委員会の結論は嬉しいが、河川管理者に計画案の発表や委員会の意見が反映されなかった部分の説明も求めるべき」「TVで河川管理者はダムがないと水害が起きるような説明をしていたが、ダムがないと水位が何cmあがるのかを説明すべき。委員会のコスト管理については、河川管理者が責任をとるべき。委員会の意見書を整備計画に反映するよう、約束を守って欲しい」といった発言がなされた（例示）。

以上

※結果報告は決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させて頂くものです。詳細な議事内容は議事録をご参照下さい。